

小中学校の就学援助

問 学校教育課 ☎(55)71336

▼申請場所／学校教育課または各支所

※土・日曜日、祝日を除く

▼申請期間／8月3日(月)～31日(月) 午前8時30分～午後5時15分

▼援助内容／経済的な理由でお子様を小中学校に就学させるのにお困りの保護者の方に、給食費や学用品費などを援助します。

▼対象者／愛西市立の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、同一生計世帯全員の所得合計額が基準額以下である方(「所得基準の目安」を参照)

所得基準の目安

世帯の人数	2人世帯 母35歳、子どもが10歳の小学生の場合	3人世帯 父母35歳、子どもが10歳の小学生の場合	4人世帯 父母35歳、子どもが10・11歳小学生2人の場合
世帯の所得額 給与収入(年収)	1,699,000円 2,687,000円	2,254,000円 3,479,000円	2,787,000円 4,159,000円
世帯の人数	2人世帯 母45歳、子どもが13歳の中学生の場合	3人世帯 父母45歳、子どもが13歳の中学生の場合	4人世帯 父母45歳、子どもが13・14歳中学生2人の場合
世帯の所得額 給与収入(年収)	1,809,000円 2,843,000円	2,339,000円 3,599,000円	3,007,000円 4,435,000円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なります。

▼必要書類など

①申請書(申請場所に設置。市ホームページからもダウンロード可)

②印鑑(朱肉使用のもの)

③保護者名義の通帳(口座内容の確認ができるもの)

④その他

・愛西市に令和2年1月1日に住所がなかった同一生計世帯員の方↓令和2年度(令和元年度)課税(非課税)証明書

・対象児童生徒の住所が市内にない方

↓対象児童生徒を含む世帯全員の住民票(統括等全部記載のもの)

・その他、状況により必要書類を求められる場合があります。

▼認定時期／11月下旬

意見募集の結果を公表します

「パブリックコメント結果」

問 都市計画課 ☎(55)71226

2月10日から3月3日にかけて、市民の皆さんからいただいた意見を考慮して計画を策定しました。

【道の駅周辺整備基本計画】

▼意見提出人数および件数／2人(6件)

意見の要旨と市の考え方および策定した計画は担当課窓口および市ホームページでご覧いただけます。

今後は、この計画に基づいて事業を進めていきます。

市敬老金・米寿祝品を贈ります

問 高齢福祉課 ☎(55)71116

9月1日現在、市に住民登録があり、次の表の対象年齢の方に長寿をお祝いし、市から敬老金と米寿祝品を贈ります。各地区の担当民生児童委員が9月にお配りします。

祝金・祝品	対象年齢
5,000円	満80歳(昭和15年生まれ) 満85歳(昭和10年生まれ) 満90歳(昭和5年生まれ) 満95歳(大正14年生まれ) 満100歳(大正9年生まれ)
20,000円	満101歳以上(大正8年以前生まれ)
米寿祝品	満88歳(昭和7年生まれ)



問 社会福祉課 ☎(55)71115

愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当等に関する所得状況届・現況届お忘れなく

【愛知県在宅重度障害者手当】

身体または知的に重度の障害のある在宅の方に対する手当です。主に身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の方に支給されます。

▼届出期間／7月31日(金)～8月31日(月)

【特別障害者手当等・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当】

身体または知的に重度の障害があるため、日常において常時介護が必要な在宅の方に、障害の程度によって支給される手当です。

▼届出期間／8月12日(水)～9月11日(金)

※各手当には、所得状況届などを提出することが義務づけられています。該当者には、個別に通知します。

※この届を提出しないと、該当していても手当が支給されなくなりますので、必ず提出してください。

※愛知県在宅重度障害者手当および特別障害者手当は、施設入所または3か月継続入院をされると受給資格が喪失します。該当の場合は、届け出てください。

▼提出場所／社会福祉課または各支所